

【取扱い注意】

平成 26 年 9 月 30 日(火)

保育料(利用者負担額)設定に向けた考え方(案)

本区では保育の申込者の半数がパート就労となっていることから、子ども・子育て支援制度における就労時間の下限を 48 時間に設定し、パート就労者が保育認定を受けやすくなるように配慮している。

保育標準時間の保育料と、短時間保育の保育料を設定するにあたり、下記の方針に基づき保育料を設定する。

1 保育短時間の保育料

(1) 保育料の設定については、現行の保育料徴集基準額表を保育短時間の保育料として考える。

(2) 設定根拠

- ・保育料の保護者平均額 D8 階層 27,100 円(3 号)
- ・保育短時間(8 時間)の例 グループ型小規模施設(ぶどうの木)
保育料 20,000 円 + 給食費 6,500 円 月額計 26,500 円

2 標準時間保育の保育料**(1) 保育時間**

保育標準時間 → 11 時間

保育短時間 → 8 時間

(2) 標準時間保育の保育料は、保育時間をベースに、保育短時間保育料の 1.375 倍(11 / 8)を基本に設定する。

【例】D8 階層 @27,100 × 1.375 37,200 円(約 10,000 円増)

3 保育料設定にあたって、考慮する事項

国の「保育所徴収基準額」との徴収割合については、他自治体の徴収割合を参考に 50% ~ 70% 程度とする。

4 市町村民税非課税世帯(B 階層)について

現在の保育料額は 1,200 円だが、給食費の食材費実費分(7,700 円 ~ 9,100 円)に応能負担分を考慮し、市町村民税非課税世帯(B 階層)の保育料を 2,000 円とする。

1 日 100 円 × 20 日(週 5 日、4 週間) → 2,000 円